

議案第 5 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、次の 3 条例を一括して改正をするものです。

- ・高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

（1）虐待等の禁止規定の整備（第 1 条改正）

特定教育・保育施設のうち幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員による虐待等の禁止行為について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）において新たに整備された規定を引用して定めます。

（2）保育士の不足に対応するための措置（第 2 条改正及び第 3 条改正）

家庭的保育事業所等及び放課後児童健全育成事業所に置くこととされている保育士について、「栃木県の区域に係る地域限定保育士」（※）も可能とします。

※栃木県の区域に係る地域限定保育士

…保育士の資格は有しないが、内閣総理大臣の認定を受けて栃木県知事が実施する試験に合格した者であって栃木県においてのみ保育士と同様の業務を行うことができる資格を有する者

（3）その他（第 1 条改正、第 2 条改正及び第 3 条改正）

児童福祉法の一部改正に伴う項ずれに対応します。

3 施行日
公布の日

高根沢町条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職</u>	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

<u>員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した<u>保育士（栃木県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の</u>	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第23条 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した<u>保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(栃木県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(栃木県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(同項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(栃木県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置か

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬

なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士<u>（栃木県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（<u>同項において「保育従事者」という。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（<u>次項において「保育従事者」という。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員）	（職員）

第10条 3 (1) 保育士<u>(栃木県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u>の資格を有する者 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第10条 3 (1) 保育士の資格を有する者 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。